

<p>施策名</p>	<p>目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p>		<p>担当部局名</p> <p>地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 大臣官房 地域脱炭素事業推進課 環境経済課 自然環境局 自然環境整備課温泉地保護利用推進室 国立公園課 環境再生資源循環局 資源循環課 本課 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 廃棄物適正処理推進課 本課 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 脱炭素モビリティ事業室</p>										
<p>施策の概要</p>	<p>地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和 7年 8月</p>								
<p>達成すべき目標</p>	<p>2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>									
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議決定):IV.1. ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定):第2章3.(2) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日閣議決定):「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」</p>												
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p>		<p>目標値</p> <p>目標年度</p>		<p>年度ごとの目標値</p> <p>年度ごとの実績値</p> <p>R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度</p>							<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	<p>達成</p>
<p>1 温室効果ガス排出量・吸収量(CO2換算トン)</p>	<p>14億700万</p>	<p>H25年度</p>	<p>7億6,000万</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。</p>	<p>-</p>
<p>2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>12億3,500万</p>	<p>H25年度</p>	<p>6億7,700万</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	<p>-</p>
<p>3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>1億3,480万</p>	<p>H25年度</p>	<p>1億1,450万</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	<p>-</p>
<p>4 代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)</p>	<p>3,720万</p>	<p>H25年度</p>	<p>2,180万</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	<p>-</p>
<p>5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>約4,770万</p>	<p>R12年度(R2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	<p>-</p>

(23)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(平成25年度)	1.2	004695	(27)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業(令和2年度)	1.2	004758	(31)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業(文部科学省連携事業)(令和4年度)	1.2	005023	(35)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	1.2	004766	(39)	ESG金融実践促進事業(令和4年度)	1.2	005025
(24)	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業(一部経済産業省連携事業)(平成26年度)	1.2	004696	(28)	革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業(令和2年度)	1.2	004763	(32)	潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業(令和4年度)	1.2	005024	(36)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和2年度)	1.2	004767	(40)	バリューチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業(令和5年度)	1.2	005846
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(41)	グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(令和5年度)	1.2	005847	(45)	工場・事業場における先進的な脱炭素化取組推進事業(令和3年度)	1.2	005005	(49)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	1.2,4	004756	(53)	人工光合成を始めとするCO2利用・固定化技術の社会実装加速化事業(R6年度)	1.2	020828	(57)	-	-	-
(42)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業(令和5年度)	1.2	005848	(46)	脱炭素社会の構築に向けたESGリスks促進事業(令和3年度)	1.2	005008	(50)	特定地域脱炭素移行加速化交付金(令和5年度)	1.2	007469	(54)	脱炭素志向型住宅の導入支援事業(令和6年度)	1.2	020829	(58)	-	-	-
(43)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業(平成30年度)	1.2	004727	(47)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業(令和3年度)	1.2	005009	(51)	商用車の電動化促進事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和5年度)	1.2	007470	(55)	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(令和6年度)	1.2	007463	(59)	-	-	-
(44)	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業(平成30年度)	1.2	004729	(48)	脱炭素型循環経済システム構築促進事業(令和5年度)	1.2	005849	(52)	ゼロエミッション船等の建造促進事業(国土交通省連携事業)(令和6年度)	1.2	019618	(56)	-	-	-	(60)	-	-	-
		(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり															
目標達成度合いの測定結果		(判断根拠)		<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和5年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約10億1,700万トンで、令和4年度比で4.2%の減少、平成25年度比では27.1%の減少となった。過去最低値を記録し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた減少傾向を継続した。令和4年度と比べて減少した要因としては、電源の脱炭素化(電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え)や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。排出削減の実績は、産業部門を始めとする各部門での削減努力もあり、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続しており、各年度の削減目標や2050年ネット・ゼロの実現に向けて、GX政策と協調して、地球温暖化対策計画に位置付けた対策・施策を推進し、排出削減と経済成長の両立を図りながら、引き続き2050年ネット・ゼロの実現に向けて弛まず着実に歩んでいくことが必要。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和4年比で3.9%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP(地球温暖化係数)冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和5年度の吸収量の数値は約5370万トンで、令和4年度比0.2%の減少となった。今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートについての取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。</p> <p>【デコ活応援団(官民連携協議会)参画者数(企業、自治体、団体等)】 ○デコ活応援団について令和5年度を上回る約1,000の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努めてまいりたい。</p>															

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	<p>【温室効果ガス全体の排出削減】 ○将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく必要がある。</p> <p>○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を図り、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減を実現するため、機器管理者・解体業者・自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化の検討等を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定した。 ○今後、デコ活応援団(官民連携協議会)を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。 ○国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであり、かつ、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に対する補助制度を創設した。</p>		
次期目標等への反映の方向性		<p>【温室効果ガス全体の排出削減】 ○毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、各年度の削減目標や2050年ネット・ゼロの実現に向けて、GX政策と協調して、地球温暖化対策計画に位置付けた対策・施策を推進し、排出削減と経済成長の両立を図りながら、2050年ネット・ゼロの実現に向けて弛まず着実に歩んでいく。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○令和7年2月18日に改定された地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年ネット・ゼロの実現に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p>【吸収源対策】 ○パリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を継続的に行う。 ○沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策に取り組むことにより、吸収源を拡充していく。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて消費・行動の喚起と脱炭素に資する製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p>【Scope3の排出削減の状況】 ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。</p>		
		<p>【測定指標】</p> <p>【温室効果ガス全体の排出削減】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。</p> <p>【吸収源対策】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○デコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの国民運動「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標を変更しない。</p> <p>【Scope3の排出削減の状況】 ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について今後検討する。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用		<p>＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合において、新たな削減目標を含む地球温暖化対策計画の見直しについて議論を行い、当該議論を踏まえて新たな削減目標を策定するとともに、地球温暖化対策計画を改定した。 ○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		-		